

# 第3章

## 生涯学習社会の実現

## 総論

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会として「生涯学習社会」という言葉も用いられます。

文部科学省では、教育基本法にのっとり、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。

現在、第2期教育振興基本計画に基づき、「自立」、「協働」、「創造」の三つをキーワードとする生涯学習社会の実現に向けて、学校教育の充実はもとより、社会教育、家庭教育、その他様々な場や機会における学習の充実・環境整備に取り組んでいます。

具体的には、生涯を通じて一人一人の潜在能力を最大限伸ばしていく観点から、大学等における社会人等の受入れの推進や、多様な学習サービスの質の保証・向上、学習成果の評価・活用、学習活動を通じた地域活動の推進、現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進など様々な施策を集中的に実施しています。

また、地域社会の抱える課題が多様化・複雑化していることに鑑み、地域課題解決の担い手を育てるため、官民を問わず展開される社会教育を振興しています。

教育の原点である家庭教育を支援する取組においては、家庭や地域のつながりを作るとともに、教育分野と保健福祉分野の取組の連携・協力により、親子の育ちを一層支援していくことが必要です。さらに、青少年を取り巻く環境が急速に変化している現状を踏まえ、青少年の健全な育成のための取組を推進しています。

## 第1節 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援

近年、人々の学習需要が高まる一方で、内容が多様化・高度化するのに伴って、生涯学習社会実現への期待はますます高まっています。文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

### 1 多様な学習機会の提供

#### (1) 放送大学の充実・整備

放送大学は、大学教育の機会を幅広く国民に提供するためテレビ・ラジオの放送やインターネット等を利用しており、いつでも誰でも学ぶことができます。また、全国に「学習センター」等を設置し、学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しています。平成27年度第2学期現在で約9万人が学んでおり、これまでに140万人以上の学生が学び、8万人を超える卒業生を送り出しています。放送大学の学生は、職業・年齢・地域を問わず多様であり、学生の有職率は約7割、身体に障害を有する方も約700人在籍しています。このように、我が国の生涯学習の中核的機関として大きな役割を果たしており、第2

期教育振興基本計画を踏まえ、科目の充実等を一層進めています。

放送大学では、学部・大学院を合わせて300を超える科目が開設され、既存の学問分野にとらわれず学習者の目的に合わせて自由に選択することができます。また、教員の専修免許状をはじめとした各種資格の取得や、特定分野の授業科目群を設定して学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」などの実施によって、国民の多様化・高度化する学習需要に応えています。平成27年度からは、オンライン授業の配信を開始するなど社会のニーズに対応した学習の充実を一層進めています。

## （2）大学における生涯学習機会の提供

生涯学習社会の実現に向けて、各大学（短期大学を含む。）においては、地域・社会における「知の拠点」として、社会人入試、夜間・昼夜開講制、科目等履修生、通信教育、履修証明制度、公開講座などを実施しています。このうち、公開講座は多くの大学で開講され、大学における教育・研究の成果を直接、地域住民などに学習機会として提供する役割を担っています（平成26年度は、少なくとも968大学で4万5講座が開講され、172万8,387人が受講）。

## （3）専修学校教育の振興

専修学校は、昭和50年7月の「学校教育法」の改正において「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、平成27年度に制度創設40周年を迎えました。27年5月現在で3,201校が設置され、65万6,106人の生徒が学んでいます。

専修学校は、入学資格の違いによって、高等学校卒業程度を入学資格とする「専門課程」（専門学校）、中学校卒業程度を入学資格とする「高等課程」（高等専修学校）、入学資格を問わない「一般課程」の三つの課程に分かれています。文部科学大臣の指定を受けた専修学校の高等課程を修了すれば大学入学資格が、専門課程を修了すれば大学院入学資格が得られます。さらに、一定の要件を満たす専門課程の修了生に対しては専門士及び高度専門士の称号が付与されています。

平成24年度からは単位制及び通信制の教育が可能となり、また、26年度には企業等との密接な連携によって実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を「職業実践専門課程」として認定する制度が創設されました（認定学校数：833校、認定学科数：2,540学科（28年2月19日現在））。教育費負担の軽減を目的として、高等課程は、高等学校等就学支援金や高等学校等奨学給付金の支給対象とされています。専門課程の生徒のうち希望する者には、日本学生支援機構による奨学金が貸与されています。

グローバル化の進展や産業の高度化・複雑化に伴い、職業人に求められる能力の一層の多様化が予想される中、専修学校においては、その柔軟な特性を生かし、また、各地域に根ざした職業教育機関として、様々な分野において必要とされる職業人材の養成に向けて、今後ますますその役割を果たしていくことが期待されています。

## （4）社会通信教育

文部科学省では、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものを認定し、その普及・奨励を図っています。平成28年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は、25団体107課程であり、27年における1年間の延べ受講者数は約6万4,000人となっています。

### (5) 民間教育事業者、NPO法人との連携等

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、社会づくり・地域づくりの重要な担い手として、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。文部科学省では、民間団体と行政の協働による取組の充実を図るため、民間のノウハウを生かした各種のモデル事業や調査研究などを実施するとともに、教育関係NPO法人の先進的な取組を紹介するなど、民間団体の取組の活性化や官民のネットワーク形成を支援しています。

## 2 学習成果の評価・活用

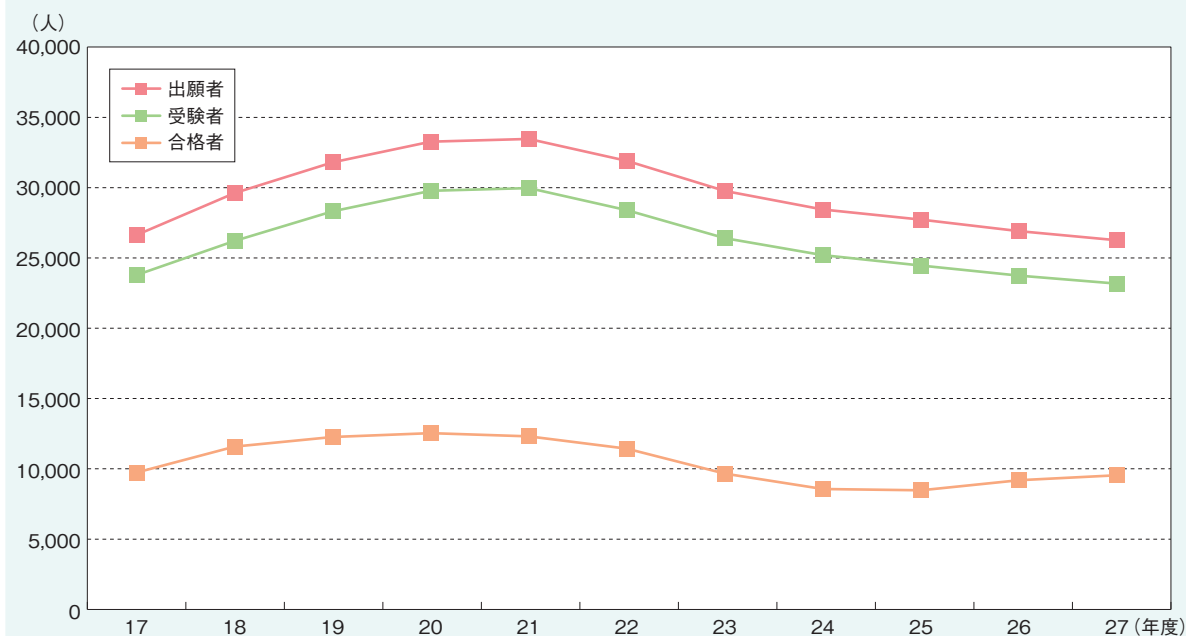
### (1) 高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していない者などに対して、高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する試験です。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されます。

平成27年度における延べ出願者数は2万6,260人、受験者数は2万3,170人、合格者数は9,546人となっています(図表2-3-1)。また、出願者のうち約半数となる49.7%を高等学校中途退学者が占めています。このように、高等学校卒業程度認定試験が高等学校等の中途退学者などの再チャレンジの場となっていることが分かります。

試験合格者のおよそ半数は大学等に進学していますが、この試験は、就職などの機会に学力を証明する手段としても活用されています。文部科学省では、採用試験や採用後の処遇において高等学校の卒業者と同等に扱われるよう、パンフレットやポスターの配布などによって制度の周知に努めています。

図表 2-3-1 高等学校卒業程度認定試験の出願者・受験者・合格者数



※合格者は、全科目合格者であり、一部科目合格者を除く。

(出典) 文部科学省調べ

### (2) 学校外における学修の単位認定

高等学校においては、生徒の能力・適性、興味・関心などが多様化している実態を考慮し、選択の幅を広げる観点から、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、①大学、高等専門学校、専修学校などにおける学修、②知識・技能審査の成果に関する学修、③

ボランティア活動、就業体験活動（インターンシップ）、④高等学校卒業程度認定試験の合格科目に関する学修など、在学する高等学校以外の場における学修の成果について、各高等学校の判断によって学校の単位として認定することが可能となっています。

大学等においては、教育内容の充実に資するため、大学教育相当の学修など大学以外の教育施設などにおける学修について、当該大学等における単位として認定できることとしており、561大学（全体の76.0%（平成25年度））において活用されています。

### （3）大学評価・学位授与機構による学位授与

大学評価・学位授与機構では、大学・大学院の正規の課程を修了してはいないものの、大学・大学院を卒業又は修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者に対して、高等教育段階の様々な学習成果を評価し、学位を授与しています。平成27年度からは、大学と同等の教育課程において学修指導が行われていると同機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対して学位（学士）を授与する、新たな制度を設けました。27年度末までに、①短期大学、高等専門学校卒業生などが大学、専攻科において更に一定の学習を行った場合に当たる者として延べ4万6,171人に、②同機構が認定する教育施設（省庁大学校）の課程の修了者に当たる者として延べ2万6,573人に学位を授与しています。

なお、大学評価・学位授与機構は、平成28年4月1日に国立大学財務・経営センターと統合し大学改革支援・学位授与機構に名称を変更しました。

### （4）準学士・短期大学士・専門士・高度専門士の称号の付与等

高等専門学校卒業生には「準学士」の称号が付与され、短期大学卒業生には「短期大学士」の学位が授与されています。

専門学校修了者については、修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上といった要件を満たしていると文部科学大臣が認めた課程の修了者に対して、「専門士」の称号が付与されます。また、修業年限が4年以上で、総授業時数が3,400時間以上といった要件を満たしていると文部科学大臣が認めた課程の修了者に対して「高度専門士」の称号が付与されます。

### （5）検定試験の質の向上等

現在、民間の検定試験には、全国規模で実施され年間の受検者数が100万人を超える検定や、専門的な知識・技能を測るために特定の受検者を対象に実施される検定、各地域における文化活動や観光産業などの活性化を目的とした検定など、その実施主体や目的、内容などにおいて多種多様なものが存在しています。こうした中、平成28年3月31日の高大接続システム改革会議「最終報告」において、高等学校において生徒の多様な学習成果を測定するツールを充実させる観点から、学校の実態に応じて、各種民間検定試験の活用を促すことが提言されるなど、検定試験によって測られる学習成果が適切に評価され、学校や職場、地域社会などで生かされることが期待されています。このためには、検定試験の質の向上と信頼性の確保が必要なことから、文部科学省では、民間事業者などが行う検定試験の評価に向けた主体的な取組を支援しています。具体的には、各検定事業者に対して「検定試験の自己評価シート」に基づく自己評価の取組を促すとともに、検定試験における第三者評価に関する実践的調査研究を実施しています。

また、地方公共団体や大学、NPO法人などによって、一定の学習や活動を経た人材の能力・経験などを客観的に認証する仕組み（いわゆる「人材認証制度」）が、様々な分野で実施されています。文部科学省では、人材認証制度の先進的な取組の情報提供等を行っています。

平成27年4月には、文部科学大臣から中央教育審議会への諮問を受け、同審議会生涯学

習分科会の下に学習成果活用部会が設置されました。同部会においては、検定試験の質の保証・社会的活用の促進や、学習成果の活用による新たな学習機会や様々な活動を結び付けるための基盤の構想を通じて、「学び」と「活動」の循環を実現するための審議が行われ、28年5月に答申が取りまとめられました\*<sup>1</sup>。

### 3 生涯学習に関する普及・啓発から学習成果の活用へ

文部科学省等が主催する「全国生涯学習ネットワークフォーラム」は、行政や、大学等の教育機関、NPO法人や民間団体、企業等の関係者が一堂に会し、多様な主体が協働した地域づくり、社会づくりについて研究協議等を行い、その成果を発信することによって、様々な分野の関係者等のネットワーク化を図るものです。

平成27年度は福島県福島市で、復興に向け、全力で取り組む福島の「今」を伝え、生き生きとした地域づくりを全国へ発信することなどを目的とした「メインフォーラム」が開催され、5年間の「全国生涯学習ネットワークフォーラム」の成果として、文化力等を引き出し、行きたくなるような魅力的な場としての地域づくりや社会づくりのノウハウが積み上げられてきた点が指摘されました。メインフォーラムに続いて、参加者が福島県沿岸部を訪問し、被災地の今を知ること及び震災の教訓を伝えることを目的として「フィールドワーク・ラーニング」が実施されました。

### 4 社会人の学び直し

社会人となった若者が転職や昇進のために大学等で学び直しを行ったり、女性のライフステージに対応した活躍を支援したりすることの重要性が高まっていますが、教育資金の問題や、企業のニーズ（要請）に合ったプログラムが大学等にないといった状況が見受けられます。

文部科学省では、第2期教育振興基本計画や「日本再興戦略—JAPAN is BACK—（平成25年6月14日閣議決定）」に沿って、26年4月から奨学金制度を弾力的に運用しています。また、大学・専門学校等において、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム等の充実を図るべく、専門学校において職業実践専門課程を制度化し、産学連携による実践的な職業教育の充実を図るとともに、教育機関と産業界等が協働し、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進する「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の実施や、大学・大学院・短期大学・高等専門学校における「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定制度などの取組が行われています。

なお、社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応を特色の一つとして掲げる実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化については、平成28年5月に中央教育審議会において答申が取りまとめられました\*<sup>2</sup>。今後は、この答申を踏まえ、必要な制度改正等を行う予定です。

\*<sup>1</sup> 参照：第1部特集2第1節 2

\*<sup>2</sup> 参照：第1部特集2第1節 2

# 現代的・社会的な課題に対応した 学習等の推進

## 1 少子化対策

我が国で急速に進行している少子化問題に関し、政府は「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」及び同法に基づく「少子化社会対策大綱」などに基づいて対策を推進しています。これらを踏まえ、文部科学省では、①教育費の負担軽減、②認定こども園の設置促進や幼稚園における預かり保育・子育て支援の充実、③地域住民等の参画による学校の支援、放課後等における子供たちの学習や体験・交流の機会の提供、親の学習機会の提供などによる家庭教育の支援など地域の実情に応じた教育支援活動の推進等に取り組んでいます。

## 2 高齢社会への対応

文部科学省では、学びを通じて高齢者が地域の課題解決のために自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備するために、行政、大学、NPO法人及び企業等が参画する研究協議会である「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催しています。平成27年度は、3月に東京都豊島区、文京区、大分県別府市、秋田県北秋田市でそれぞれフォーラムを開催しました。

## 3 人権教育の推進

文部科学省では、「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。学校教育では、学校における人権教育の指導方法等に関する調査研究とその成果の普及、実践事例の収集・公開等によって、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実に支援しています。また、学校現場において拉致問題を考える機会を提供するため、政府の拉致問題対策本部が教育委員会の人権教育担当者に対して拉致問題の解決に向けた取組を周知しています。

社会教育では、社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした様々な研修等において、人権問題などの現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っています。

## 4 男女共同参画社会の形成に向けた取組

### (1) 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であり、「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」等に基づき、政府において総合的かつ計画的な取組を進めています。文部科学省では、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）に示された施策の方向性等に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実などを推進しています。

### (2) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

文部科学省では、男女共同参画社会の形成に向けて、学校・家庭・地域などにおいて男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実などを図っています。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導するとともに、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路

を選択する能力・態度を身に付けられるような進路指導に努めています。

社会教育においては、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会の充実を図っています。平成27年度は「男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業」において、男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援のため、働き方の見直しや子育てへの参画等について多様な選択を学ぶ機会を提供することを目的に、学生を対象とした男女が共に学ぶワークショップを実施し、普及・啓発のための実践手引書を作成しました。また、一旦離職した女性が学びを通じて社会で活躍できるよう、地域の好事例の調査を行うとともに、その事例を普及させるための「女性の学び応援フェスタ」を開催しました。

### (3) 国立女性教育会館における活動

我が国唯一の女性教育のナショナルセンターである国立女性教育会館（NWEC（ヌエック））は、「教育・学習支援」、「研修」、「情報」、「調査研究」、「国際連携」の五つを有機的に連携させながら、国内の男女共同参画を推進するための事業を展開しています。

平成27年度は、女性団体、女性・男女共同参画センター、地方公共団体、大学、企業等に対し、当該分野の男女共同参画推進リーダー等に対する研修を実施するとともに、これらの機関や組織のネットワーク形成の機会を提供する研修を実施しました。また、女子大学生を対象として、将来、組織や社会を支える女性リーダーの育成を目的としたセミナーを実施する等の事業を展開しました。国際的な取組として、「ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメント」をテーマとした国際シンポジウムを実施しました。これらの研修等の土台となる調査研究や関連する専門情報の収集・提供の充実を図るために、新たに若年男女のキャリア形成に関する意識及び支援に関する調査研究を行うとともに、企業や大学等の取組に資する情報収集を重点的に行いました。

## 5 児童虐待の防止

児童虐待の防止については、政府全体で様々な施策の推進が図られていますが、痛ましい児童虐待は後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も平成26年度には8万8,931件と過去最多になるなど、児童虐待は依然として、早急に取り組むべき社会全体の課題となっています。

児童虐待は、その未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援について、家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携する必要があります。文部科学省では、以前から都道府県などを通じて、学校教育関係者や社会教育関係者に対して児童相談所への通告義務や関係機関との連携等を図る上での留意点等について周知するとともに、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応、保護者への学習機会の提供などの家庭教育支援の充実を図っています。平成27年7月に発出した通知では、虐待等により一時保護等が行われている児童生徒について、一定の要件を満たせば「出席扱い」を認めることや「出席停止・忌引き等の日数」とすることを明確化するとともに、関係機関間の個人情報の引継ぎに係る留意点、研修や組織的な通告を今後とも適切に行うべきこと等を示しました（平成27年7月31日付け 初等中等教育局長通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」）。

政府においては、関係省庁が連携し、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するとともに、児童虐待防止対策の強化を図るため、平成27年12月21日に、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（愛称：すくすくサポート・プロジェクト）を「子どもの貧困対策会議」（会長：内閣総理大臣）において決定しました。同プロジェクトも踏まえ、文部



科学省においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの外部の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実や、訪問型家庭教育支援の充実に努めていくこととしています。

## 6 消費者教育の推進

消費者をめぐる問題が複雑化・高度化する中、消費者被害防止の観点だけでなく、様々な情報の中から必要なものを取捨選択し、適切な意思決定や消費行動を選択し、意見を表明し行動することができる自立した消費者を育成する教育が求められています。文部科学省では、「消費者教育の推進に関する法律」及びこれに基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）並びに「消費者基本計画」（27年3月24日閣議決定）を踏まえ、学校教育や社会教育における消費者教育を推進しています。

学校教育では、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき消費者教育を推進しています。また、文部科学省では、都道府県教育委員会等に委託して、学校における消費者教育の実践的な取組について調査研究を行っています。

社会教育では、文部科学省の消費者教育に関する取組の成果を広く還元するとともに、多様な主体の連携・協働を促進する場として、「消費者教育フェスタ」を開催しており、平成27年度は、文部科学省、大分県大分市、岐阜県岐阜市の3か所で開催しました。また、地域においては、消費者教育アドバイザーを鳥取県等10か所に派遣するとともに、推進体制づくりを進めるための調査研究を3団体・1大学で実施しました。

さらに、文部科学省における消費者教育の推進方策等を検討することを目的として、有識者等により構成される消費者教育推進委員会（委員長：西村隆男氏）の下で消費者教育の指導者用啓発資料作成部会を開催し、平成28年3月に「消費者教育の指導者用啓発資料」を作成しました。この啓発資料では、消費者教育を通じて育むべき力と指導者の役割について解説するとともに、教員や社会教育主事が消費者教育を行う上でのヒントに加え、関係者が相互に連携して取り組む手法等についても解説しています。

## 7 環境教育・環境学習の推進

### （1）環境教育の意義

現在、地球温暖化や自然環境破壊、資源エネルギー問題など地球環境の悪化が深刻化する中、エネルギーの効率的な利用など環境に対する負荷を軽減し、持続可能な社会を構築することが大切であり、国民一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。特に、「教育基本法」においても、教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」（第2条第4号）と規定されているように、将来を担う子供たちに対する環境教育は非常に重要な意義を持っています。

また、近年、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていること、「国連持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）」の動きなどを踏まえ、平成23年6月に改正法として、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が成立しました。文部科学省では、これらを踏まえ、国民がその発達段階に応じて、あらゆる機会に環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育において環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいます。

### （2）環境教育・環境学習推進のための施策

学校における環境教育については、これまでも、小・中・高等学校を通じ、社会科や理科

といった教科ごとの学習だけでなく、総合的な学習の時間を活用した教科横断的な学習が児童生徒の発達段階に応じて行われています。さらに、「教育基本法」の改正などを受けて、平成20年3月に小・中学校、21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容を充実しているところです。例えば、小学校の社会科では、「節水や節電などの資源の有効な利用」(3・4学年)、中学校の理科では、「自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察」(第1分野、第2分野)、高等学校の家庭科では、「環境負荷の少ない生活、持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し、主体的に行動する」(家庭基礎)などがあります。

文部科学省では、環境教育を一層推進するための施策として、米国が提唱し、平成27年時点で世界114の国・地域が参加している「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム(GLOBE)」に参加する協力校の指定や、環境省との連携・協力による教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する研修(環境教育リーダー研修)などを実施しています。また、「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的とした自然体験活動や農林漁業体験など農山漁村等における様々な創意工夫のある宿泊体験活動を支援しています。

学校の施設についても、環境に対する負荷を低減する取組を進めています。例えば、施設を環境教育の教材として活用したり、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備や断熱化の仕組み・効果を学習したりするなど、学校を地域への環境教育の発信拠点とするため、関係府省と連携しつつ、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進しています。

社会教育では、公民館などの社会教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体などが連携し、環境保全などの地域の課題を解決していくための取組について情報提供するなど、地域の教育力の向上を図っています。

また、青少年の自然体験活動などを一層推進するため、全国的な普及啓発事業、青少年の体験活動推進に関する調査研究、企業の取組を推進する教育CSR<sup>\*3</sup>シンポジウム等を実施するとともに、地域で持続可能な体験活動推進の仕組みづくりを支援することにより、青少年の体験活動の機会の充実と普及啓発に取り組んでいます。国立青少年教育振興機構では、全国28か所の国立青少年教育施設の立地条件や特色を生かした自然体験活動などの機会と場所を提供しているほか、民間団体が実施する自然体験活動などに対して「子どもゆめ基金」事業<sup>\*4</sup>による助成を行っています。

## 8 読書活動の推進

読書は、子供にとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月17日閣議決定)を踏まえ、①市町村における「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」の策定率の増加(市にあっては100%、町村にあっては70%以上)、②「不読率」(1か月に1冊も本を読まない子供の割合)の今後10年間での半減などを目指して、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、様々な施策を実施しています。

<sup>\*3</sup> CSR: Corporate Social Responsibilityの略で、企業の社会的責任のこと。

<sup>\*4</sup> 参照: 第2部第3章第4節②(2)

## (1) 学校における読書活動の推進

### ①学校における読書活動の推進

子供の読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。「学校教育法」においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。

学習指導要領に基づいて、各教科等の学習を通じて、記録、要約、説明、論述、討論等の言語活動を充実しています。小学校、中学校、高等学校の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有によって様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

文部科学省の調査によると、平成26年5月現在、全校一斉の読書活動（いわゆる「朝読」を含む。）を実施している公立学校の割合は、小学校で96.8%（24年96.4%）、中学校で88.5%（24年88.2%）、高等学校で42.9%（24年40.8%）となっています。また、図書の読み聞かせやブックトークなど、全校一斉の読書活動以外の取組を実施している公立学校の割合は、小学校で98.1%（24年97.9%）、中学校で77.6%（24年73.9%）、高等学校74.0%（24年70.0%）となっています。さらに、ボランティアなどの協力を得ている学校や公立図書館との連携を実施している学校も増加しており、各学校において積極的な取組が行われています。

### ②学校図書館資料の整備・充実

学校図書館には読書活動を推進する「読書センター」、教育課程の展開に寄与する「学習センター」「情報センター」としての機能が期待されています。

文部科学省では、公立義務教育諸学校における学校図書館の図書を充実するため、学校の規模に応じた蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」の達成に向けて、平成24年度から28年度までの「学校図書館図書整備5か年計画」を策定しています。

この計画に基づき、公立義務教育諸学校の計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費について、新たな図書等の購入に加えて、情報が古くなった図書等の更新を行うため、単年度約200億円、5か年総額約1,000億円の地方財政措置が講じられることとされています。しかし、「学校図書館図書標準」の達成が十分でない状況（平成25年度末時点で「学校図書館図書標準」を達成している学校の割合：小学校60.3%、中学校50.0%）に鑑み、各教育委員会や学校は、「学校図書館図書標準」の達成に向けて蔵書を計画的に整備することが求められています。

また、「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、学校図書館に新聞を配備するため、単年度約15億円、総額約75億円の地方財政措置が講じられることとされています。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成26年5月現在、小学校で36.7%、中学校で31.8%にとどまっており、新聞を活用した学習を行うための環境が十分に整備されていない状況に鑑み、文部科学省では各学校や教育委員会に対して学校図書館の新聞配備を促しています。

### ③学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担う司書教諭は、「学校図書館法」によると、12学級以上の学校には必ず置かなければならないことになっています。文部科学省では、司書教諭の養成のための講習会を実施し有資格者の養成に努めるとともに、司書教諭の配置が促進されるよう周知を図っています。

また、学校図書館活動を充実するためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を計画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりすることが有効です。学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平成26年5月現在：小学校54.4%、中学校53.1%）、児童生

徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることが分かります。こうした状況を踏まえ、公立小・中学校に学校司書を配置するための経費として、24年度から単年度約150億円の地方財政措置が講じられています。

さらに、平成26年6月に議員立法によって「学校図書館法」が改正され、これまで法律に規定のなかった「学校司書」について、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校に置くよう努めることとされました。その後、文部科学省では「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を27年6月から開催し、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格の在り方、その養成等の在り方に関する検討を行っています。

## (2) 地域における読書活動の推進

文部科学省では、「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、「読書コミュニティ拠点形成支援」、子供の読書に関する調査研究の実施、「子ども読書の日」(4月23日)を記念した「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催、優れた読書活動を行っている団体・個人の文部科学大臣表彰、「子ども読書の情報館」を活用した情報提供<sup>\*5</sup>を行っています。

また、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めています。読書活動をはじめとする図書館の機能やサービスを一層充実させるため、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、子供のための施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実に努めています。



## 9 選挙権年齢引下げへの対応

平成27年6月の改正公職選挙法の成立により、28年夏にも、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになることから、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育む教育(主権者教育)の充実や生徒の政治的活動等に係る考え方の整理が必要となります。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、総務省と連携して、模擬選挙などの実践的活動についてのワークシートなども盛り込んだ政治や選挙等に関する副教材及び教員用の指導資料を作成し、全国の全ての国公私立高等学校等に配布しました。

また、高等学校等における政治的教養を育む教育が推進されるとともに、高校生の政治的活動等に対する生徒指導が適切になされるよう、当時の時代背景や選挙権年齢が20歳以上であることを前提としていた昭和44年の通知を見直し、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(平成27年10月29日付け 初等中等教育局長通知)を発出し、関連するQ&Aも作成しました。

さらに、大学等においても、各地方公共団体の選挙管理委員会と連携したキャンパス内における期日前投票所の設置や、インターンシップなどを通じた学生等への啓発活動等が充実

\*5 参照：<http://www.kodomodokusyo.go.jp/>

するよう、大学等における先進的な取組を「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について（依頼）」（平成27年7月28日付け 高等教育局長通知）を通じて周知しています。

加えて、文部科学副大臣の下に検討チームを設置し、国家及び社会の形成者として必要な教育を社会全体で推進する観点から、学校のみならず家庭、地域において、政治の仕組みなどについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための取組を検討しています。

## 10 子供の貧困対策の推進

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成25年6月に、国会の全会一致で「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌26年1月に施行されました。また、26年8月には、本法に基づき政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）が閣議決定されています。

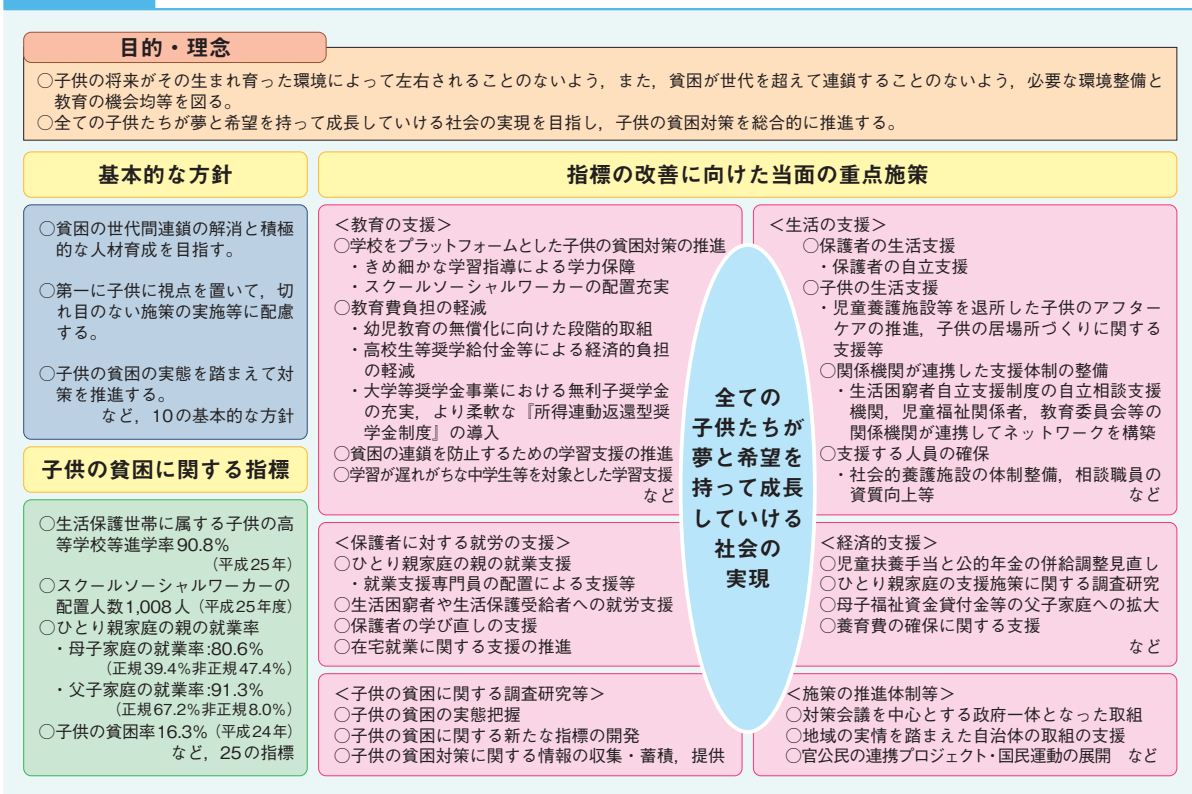
さらに、経済的に厳しい状況にある方が多いひとり親家庭・多子世帯等の自立支援及び児童虐待防止対策強化のため、平成27年12月には、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（愛称：すくすくサポート・プロジェクト）を「子どもの貧困対策会議」（会長：内閣総理大臣）において決定しました。

大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率や、スクールソーシャルワーカーの配置人数、子供の貧困率<sup>\*6</sup>等、25の指標を設定しています。

これらの指標の改善に向けては、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援、⑤子供の貧困に関する調査研究等、⑥施策の推進体制等といった事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています（[図表 2-3-2](#)）。

\*6 子供の貧困率：17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子供の割合であり、OECDの作成基準に基づく。

図表 2-3-2 子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）



大綱を踏まえて、文部科学省としては、まず、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形での教育費負担軽減として、

- 幼児教育無償化に向けた取組の推進<sup>\*7</sup>
- 義務教育段階では、就学援助の実施<sup>\*8</sup>
- 高等学校段階では、高校生等奨学給付金の充実<sup>\*9</sup>
- 高等教育段階では、無利子奨学金の充実<sup>\*10</sup>

等に取り組んでいます。

また、学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、

- 家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制の充実
  - 福祉部局との連携を図るスクールソーシャルワーカーの増員や貧困対策の重点加配<sup>\*11</sup>
  - 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等への地域住民の協力やICT等の活用による原則無料の学習支援（地域未来塾）の拡充<sup>\*12</sup>
  - 家庭教育支援チーム等による訪問型家庭教育支援の推進<sup>\*13</sup>
- 等に取り組んでいます。

\*7 参照：第2部第4章第17節 1  
 \*8 参照：第2部第4章第17節 2  
 \*9 参照：第2部第4章第17節 3  
 \*10 参照：第2部第5章第5節 1  
 \*11 参照：第2部第4章第8節 2  
 \*12 参照：第2部第3章第3節 3  
 \*13 参照：第2部第3章第4節 1

# 社会教育の振興と社会全体で子供を 育む環境づくり

## 1 社会教育推進体制の強化

### (1) これからの社会教育行政の在り方

人々の学習に対する需要が高まり、その内容が多様化・高度化する中で、社会教育はその重要性を増しています。

平成25年1月に取りまとめられた「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、今後の社会教育行政の方向性として、従来の「自前主義」から脱却し、首長部局・大学・民間団体・企業等の多様な主体と積極的に連携・協働して現代的・社会的課題に対応した取組を進める「ネットワーク型行政」の推進を通じて「社会教育行政の再構築」を目指していくことが示されました。

これを踏まえ、第2期教育振興基本計画においては、社会教育推進の基本的考え方として、地域における学習を活力あるコミュニティ形成・絆きずなづくりに積極的に貢献できるものとすることや、社会教育行政が地域の多様な主体とより積極的に連携・協働して取組を進めていく「社会教育行政の再構築」を実施するための環境整備を図ることが明記されています。

さらに、平成25年3月に発足した第7期中央教育審議会生涯学習分科会の下に設置された、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」が取りまとめた審議の整理に基づき、27年度においては、社会教育に関する専門的職員である社会教育主事の在り方と役割の明確化や、その養成カリキュラムの見直しについて検討を進めています。

今後も引き続き、社会教育推進体制について更なる検討を進め、社会教育の一層の振興を図っていきます。

### (2) 人々の学習活動を支援する専門的職員の充実

教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員である社会教育主事は、地域の学習課題を把握し、社会教育事業の企画・実施や、関係者への専門的技術的な助言と指導を関係各機関との効果的なネットワークを活用して行うことによって、地域住民の自発的な学習活動、学習を通じた地域づくりの活動を支援する役割を果たしています。また、図書館及び博物館に置かれる専門的職員である司書及び学芸員は、利用者や地域住民の学習機会の充実に図り、学習活動の支援を行っています。

文部科学省では、現職の社会教育主事、司書、学芸員に対して、地域が抱える課題やニーズに対応した実践的な研修を実施することによって、これらの専門的職員の資質向上を図っています。また、社会の状況に応じて、地域住民の高度化・多様化する学習ニーズに対応する社会教育主事や司書を養成するため、大学等に委嘱して社会教育主事講習や司書講習を実施するほか、学芸員資格認定試験による資格付与を行っています。

## 2 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

文部科学省では、第2期教育振興基本計画を踏まえ、公民館等の社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく活動が進むよう、様々な取組を行っています。平成27年度からは、「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」において、各地域が共有する課題の解決に向けて協議を行う「学びを通じた地方創生コンファレンス」

を全国9か所で実施しました。このような取組によって、公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の活動がますます促進され、地域力活性化に資するよう普及・啓発を図っています。

公民館、図書館、博物館等の社会教育施設においては、地域の課題を適切に把握し、また、施設利用者である地域住民の意向を十分にくみ取った施設運営を行うことが重要です。さらに、その活動内容を客観的に評価・検証し、地域住民にも公開することを通じて施設の運営の質の向上を図っています。

## (1) 公民館

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たしています。平成23年10月現在、公民館は全国に1万4,681館設置され、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会を提供しています。文部科学省では、公民館が、少子高齢化、過疎化、災害対策、経済的な格差の拡大など地域が抱える様々な現代的課題を解決するために実施する取組を支援したり、社会の要請が高い学習機会の提供を推進したり、公民館職員の資質向上を図るための研修を実施することを通じて公民館活動の充実に努めています。

## Column No. 07

### 資源を利用し地域を活性化する公民館 (北海道占冠村公民館)

しむかっぱむら  
占冠村は、北海道の中心にある富良野市から南に約50km、夕張山脈と日高山脈に挟まれた人口約1,200人の村です。

占冠村公民館では、地域産業の衰退や人口減少による子供たちの教育・社会環境の変化など、村の産業や教育環境についての課題を公民館が核となり住民と考えていこうと「公民館地域連携活性化事業」を実施しました。

古くから林業で栄え、今もなお豊富な森林に囲まれた村だからできるものはないかと村林資源の活用を思案していたところ、村の木に指定されている「カエデ」の樹液を利用したメープルシロップを製造してみてもどうかとの意見を頂き取り組むこととしました。公民館活動を利用して、日ごとの樹液採取量やシロップになるまで煮詰める行程のノウハウを住民ボランティアに協力してもらいながら蓄積し製造に成功することができました。単に村の新たな産品を考案するだけではなく、煮詰める燃料を地元産の薪で賄い100%占冠産として付加価値を付けられるよう、また、この成果を子供たちの環境教育や地域の新たな食文化の発展に結びつくよう出前授業やワークショップをするなど、住民が共有できる資源となるよう取り組んできました。現在では、村の林業部局において6次産業化を目指すプロジェクトが始まり、「樹液」という小さな資源が様々な分野に波及しています。

北海道の内陸にある当村は、冬は-30℃になることもあります。昔は電気や水道など十分なインフラが整備されていない中、住民は先人から受け継いだ知恵と経験を基に生活してきました。そんな高齢者たちが経験してきたものを教育資源として活用しようと大学連携事業を実施しました。豊かなものに溢れる今の時代、何もかもが便利で簡単に手に入れられることが当たり前になっていますが、大学と地域の交流会により高齢者のリアルな昔の体験談を聞いた大学生は、現代社会に必要なものは何か、ふるさとや地域のためにできることは何かを考える機会となるなど深い学習の場となっています。大学生からは、大学で学んだ専門的知識を村の高齢者や子供たちとのイベントや屋外キャン



ブ事業で提供してもらい、高等教育機関の知識を地域に還元することもできました。

公民館は、住民誰もが利用できる学びの場です。多くの住民が集う公民館で資源を発見・活用しながら、子供たちが自慢できる占冠村となれるよう公民館事業を展開していきたいと思います。



村の木「カエデ」の樹液やシロップの活用方法を考える講習会



「地域を語る交流会」高齢者が語り部となり  
生きることの本質を学生たちが考える

(執筆：占冠村教育委員会)

## (2) 図書館

図書館は、人々の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する身近な社会教育施設です。平成23年10月現在の図書館数は、公立図書館が3,249館、私立図書館が25館となっており、図書館数、図書の貸出冊数、利用者数は、近年着実な伸びを示しています。文部科学省では、24年4月に図書館法施行規則の一部改正を行い、図書館を支える司書が、地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応できるよう、大学における司書養成課程等の改善・充実を図ったところです。また、図書館職員の資質向上に向けて、司書等の研修の充実に努めています。

図書館は、これからも「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など多様な利用者や住民の多様な学習活動を支え、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など幅広い観点から社会貢献を行うことが期待されます。

## 回想法（思い出語り）で いきいき元気！ 時をつなぐ・人をつなぐ・地域をつなぐ高齢者支援サービス （香川県坂出市立大橋記念図書館）

大橋記念図書館では、暮らしに役立つ図書館づくりをテーマに健康支援や子育て支援、ビジネス支援などの地域の課題解決に役立つ関連図書を集めた「暮らし支援コーナー」を設け、地域の活性化に取り組んでいます。

健康支援サービスにおける特徴的な活動として、認知症予防に役立つ高齢者支援サービスの充実を図るため、関係機関や地域のボランティアと連携して、回想法を活用した出前講座「思い出語りの会」を開催しています。図書館資料を有効活用してお年寄りの健康に役立てようとする取り組みです。

平成27年度においては、地域で開かれる健康講座や高齢者施設、介護施設、地区公民館などに出向き（年間5か所、延べ30回）、昔の写真や懐かしい歌、生活古民具を使って、高齢者に昔の思い出を大いに語ってもらっています。集まった方々は、羽釜など昔の道具を手に、生き生きとした表情で道具の使い方を再現してみせるなど、口々に昔の話に花を咲かせます。昔の思い出を語ることで、脳の活性化につながり、また、図書館職員にとっては、その地域の暮らしの知恵を知ることができます。今後、思い出語りで得られた高齢者による地域の貴重な言葉を記録した資料の作成につなげたいと考えています。

老人ホームへ移動図書館による巡回貸出を行うなど資料提供を通じ、本と人、人と人との「絆<sup>きずな</sup>」を紡ぐ役割を果たしながら、高齢者の生きがいがいづくりに寄り添う図書館活動を積み重ねていきたいと思えます。



老人ホームでの活動



地区公民館での活動



常設展示 東京オリンピックの部屋1964



思い出語りの様子

（執筆：香川県坂出市立大橋記念図書館）

### (3) 博物館

博物館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及などの活動を一体的に行う施設であり、平成23年10月現在、登録博物館が913館、博物館相当施設が349館、博物館と類似の事業を行う施設が4,485館設置されています。文部科学省では、地域の教育力の向上や、博物館職員の資質向上を目的として、博物館長や中堅の学芸員を対象とした専門的な研修を実施するとともに、学芸員を外国の博物館に派遣し、その成果を全国に普及することなどにより、博物館振興施策の充実に取り組んでいます。また、博物館を支える学芸員が、人々の生涯学習の支援を含め、博物館に期待されている諸機能を強化し、国際的にも遜色ない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学などにおける学芸員養成課程などの改善・充実に努めています。なお、2019（平成31）年秋にはICOM（国際博物館会議）京都大会の開催が決定しています。こうした国際大会は諸外国に対し我が国の文化を発信するとともに、研究発表や討議等を通じて、我が国の博物館関係者の中から、世界に通用する人材を発掘・教育する絶好の機会となるため、文部科学省としても開催に向けて関係機関と連携し支援に努めます。

### (4) 国立科学博物館

国立科学博物館では、自然史、科学技術史に関する調査研究、標本資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本資料を生かして展示や学習支援活動を実施しています。

平成27年度は、展示活動においては、子供から専門家まで多様な人々が科学の世界を楽しみ、科学との対話を育むことができる場となるよう地球館常設展示の一部をリニューアルしました。また、「生命大躍進」「ワイン展」等の特別展や、我が国の光学顕微鏡がこの100年間で世界トップレベルになるまでの歴史を紹介する企画展「国産顕微鏡100年展－世界一に向けた国産顕微鏡のあゆみ－」、江戸時代の天文学者として知られる渋川春海やその流れを継ぐ江戸時代中後期の天文学者たちが、様々な努力の末に改暦を行ったこと等を紹介する企画展「渋川春海と江戸時代の天文学者たち」等を開催しました。

学習支援活動においては、研究者が来館者と展示室で直接対話するディスカバリートークなど高度な専門性を生かした独自性のある講座・観察会等を実施するとともに、全国20か所での博物館・教育委員会と協働した「教員のための博物館の日」の実施、自然科学系博物館等に勤務する中堅学芸員を対象にした専門的研修や大学院生等を対象にしたサイエンスコミュニケーション\*<sup>14</sup>の養成に努めています。

東日本大震災で甚大な被害を受けた地域の博物館等と連携して、平成24年度から「震災復興・国立科学博物館コラボミュージアム」を実施しています。例えば、地元ゆかりの標本資料の展示・紹介や、関連するテーマの講演会や体験教室などを実施しており、27年度は岩手県4か所、福島県1か所の博物館等で開催しました。

\*<sup>14</sup>サイエンスコミュニケーター：人と自然と科学が共存する持続可能な社会を育むため、誰もが科学について主体的に考え行動するきっかけを提供し、人と人あるいは科学と社会をつなげる人材。

## 地域と共に目指す博物館リニューアル (府中市郷土の森博物館)

府中市郷土の森博物館は、14ヘクタールの敷地に博物館本館・プラネタリウム・移築復元した文化財建物群を配置し、四季折々の自然も楽しめる総合博物館となっており、年間30万人もの方々が訪れます。このたび、28年ぶりに常設展示室の全面リニューアルを行い、館全体の生まれ変わりを果たしました。

館全体の中核となるのが常設展示室であり、博物館が何をテーマに活動し、どんな成果を上げてきたかを示すとともに、博物館固有の営みを多くの市民・利用者と共に追体験できる場所であること、博物館機能を通じた地域コミュニティの拠点になることを目指しています。

府中には歴史・文化の特色を示す三つのテーマがあります。古代武蔵国の「国府」が置かれたことにより独自の歴史が始まり、近世「宿場町」により都市が再生するとともに、国府祭礼が起源の「くらやみ祭」は今日に引き継がれました。「国府」「宿場町」「祭」をキーワードに、新たな参加体験型の常設展示室を立ち上げ、これからも市民参加と協働による活動を展開していきます。



リニューアルした常設展示室

(執筆：府中市郷土の森博物館)

### 3 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

#### (1) 学校・家庭・地域の連携

文部科学省では、第2期教育振興基本計画を踏まえて、社会全体で子供を支え、地域住民等の参画により実施する「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」など地域の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組を支援しています。



宮崎県都市山田中学校支援地域本部において、総合的な学習の時間に地域ボランティアとして高齢者福祉施設を訪問している子供たち

#### (2) 地域全体で子供を育む環境づくりの支援

授業時間や放課後、週末等に地域の方々が子供たちと触れ合うことは、子供たちを健やかに育むための教育活動の場を提供するだけでなく、地域の方々にとっても、活動に参加することで新たに学び、これまでの知見や経験したことを活用、実践する機会にもなり、これらの活動は、地域の方々の生涯学習の場や、その成果の活用としての効果も期待されます。

文部科学省では、放課後子供教室や学校支援地域本部などの取組を支援し、地域全体で子供を育む環境づくりを進めています。

##### ①放課後子供教室

平成19年度から保護者や地域住民の協力を得て、放課後などに子供たちに学習や様々な

体験・交流活動等の機会を提供するため、「放課後子供教室」を推進しています。27年度は全国で1万4,392教室が開設されています。

放課後子供教室は、厚生労働省が留守家庭児童を対象に実施している放課後児童クラブと連携し、「放課後子ども総合プラン」として推進しています。

### ②学校支援地域本部

平成20年度から、地域住民がボランティアとして授業等の学習補助や部活動の指導補助、学校行事の支援などを通じて、学校の様々な教育活動を支援するため、「学校支援地域本部」の取組を推進しています。27年度は、全国で4,146本部が設けられています。

### ③地域未来塾

平成27年度から、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない中学生等に対して、地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援である「地域未来塾」の取組を推進しています。27年度は全国で約2,000中学校区で実施しています。

## (3) 土曜日の教育活動の推進

文部科学省では、子供たちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して、土曜日の教育活動を推進しています。そのための方策の一つとして、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることを明確化しました。

平成26年度から、地域の豊かな社会資源を活用した「土曜日の教育支援体制等構築事業」を展開し、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を構築し、地域と学校が連携・協働した取組を支援しています。また、子供たちが社会で活躍する多くの大人に出会い、将来の夢や希望を持って学ぶ機会が充実するよう、多様な企業・団体・大学等から賛同を得て、「土曜学習応援団」の取組の充実を図っています。

## (4) PTAや青少年教育団体の実施する共済事業

PTAや青少年教育団体等は、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づき、行政庁の認可を受けて、共済事業を実施することができます。平成27年度末までに、全国で26団体が本法に基づく共済事業の認可を受けています。文部科学省では、共済契約者等を保護する観点から、共済事業が適切かつ健全に実施されるよう、行政庁である都道府県教育委員会や団体に対する研修会の実施や情報提供などの支援に努めています。

## 第4節

# 家庭教育支援の推進と青少年の健やかな成長

## 1 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

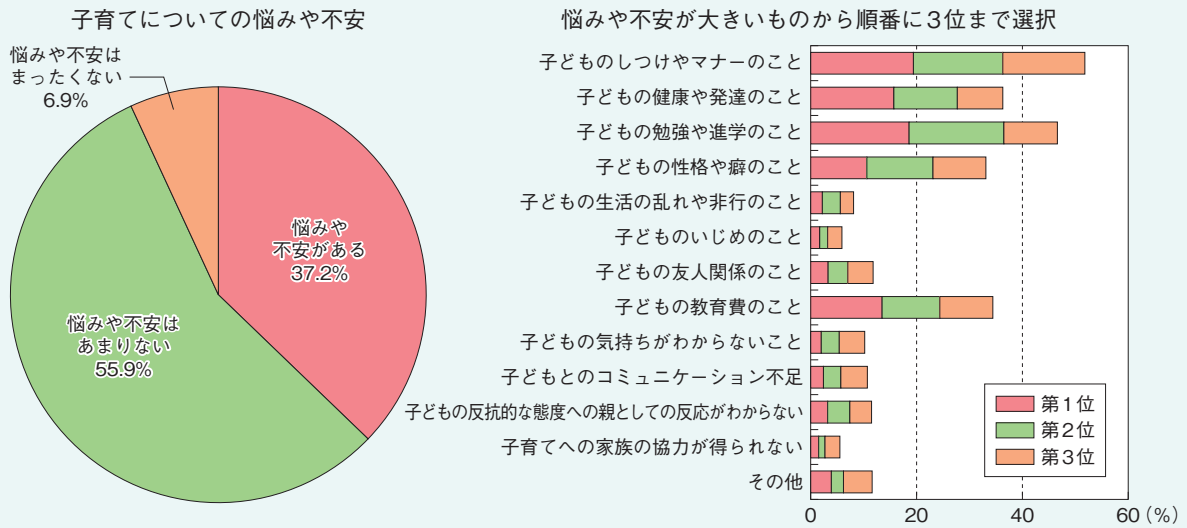
### (1) 家庭教育の現状と課題

現在、多くの家庭が家庭教育に努力している一方で、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱え、子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題等が生じています（[図表 2-3-3](#)）。このため、地域社会で子育てを支えることの重要性が認識されています（[図表 2-3-4](#)）。

第2期教育振興基本計画では、基本施策に「豊かなつながりの中での家庭教育支援の充

実」が掲げられ、身近な地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、コミュニティの協働による家庭教育支援体制を強化することとしています。

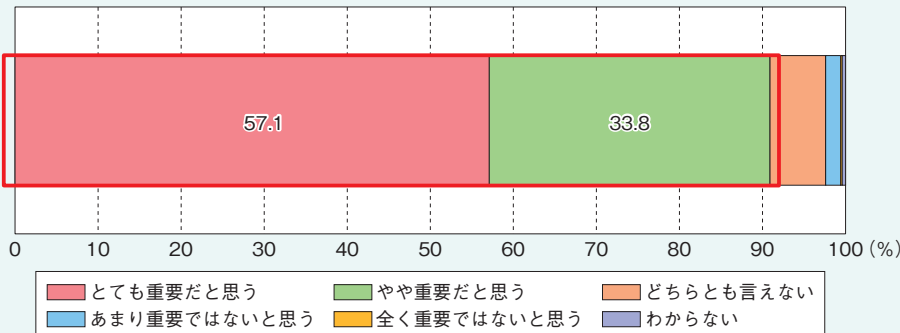
図表 2-3-3 子育てについての悩みや不安



(出典) 文部科学省委託調査：家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究（平成20年）

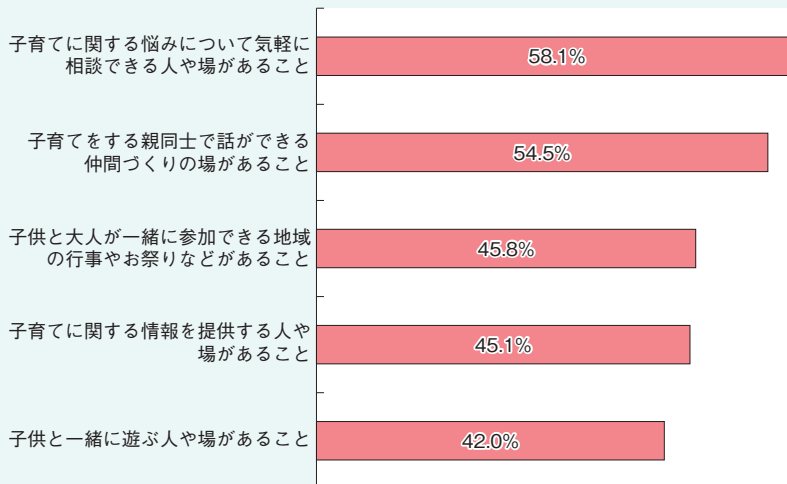
図表 2-3-4 子育てする人にとっての地域の支えの重要性

約9割の人が子育てについて地域の支えが重要だと思っている。



(資料) 内閣府「家族と地域における子育てに関する意識調査」(平成25年度)

多くの人が子育てに関する相談や情報提供をする人や場、交流の場が重要と思っている。



(資料) 内閣府「家族と地域における子育てに関する意識調査」(平成25年度)

## (2) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

文部科学省では、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」において、身近な地域で保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整備されるよう、地方公共団体の取組を支援しています。平成27年度は、就学時健康診断や保護者会など多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供、家庭教育支援チーム等による様々な家庭の状況に応じた訪問型支援も含む情報提供や相談対応のほか、親の学びのための学習プログラムの作成や、講座の進行役となるファシリテーター等地域人材の養成などの様々な家庭教育支援の活動が実施されました（27年度：3,323か所）。また、26年度から継続して訪問型家庭教育支援手法の実証研究を行い、問題を抱え、孤立した家庭に対する新たな支援手法の開発を図りました（27年度：5か所）。併せて、「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」を開催し、訪問型家庭教育支援の手法や訪問型家庭教育支援に関わる人材の養成を中心に検討し、「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」を作成しました。

さらに、地域住民、学校、行政、NPO法人、企業などの協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例などを活用した全国的な研究協議を行うとともに、家庭教育支援チームの更なる普及を図るため、リーフレット「つくろう！家庭教育支援チーム」を作成しました。

このほか、家族の会話やコミュニケーションから育まれる絆<sup>きずな</sup>や家庭のルール、「早寝早起き朝ごはん」といった子供たちの基本的な生活習慣づくりなど、家庭教育の大切さや命の大切さについて、親子や家族で話し合ったり一緒に取り組むことを社会全体で呼び掛けていくため、文部科学省と公益社団法人日本PTA全国協議会との共催によって「家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ」三行詩募集を実施しました。平成27年度は、全国から14万9,669作品の応募があり、選定された優秀作品12作品及び佳作17作品を表彰しました。

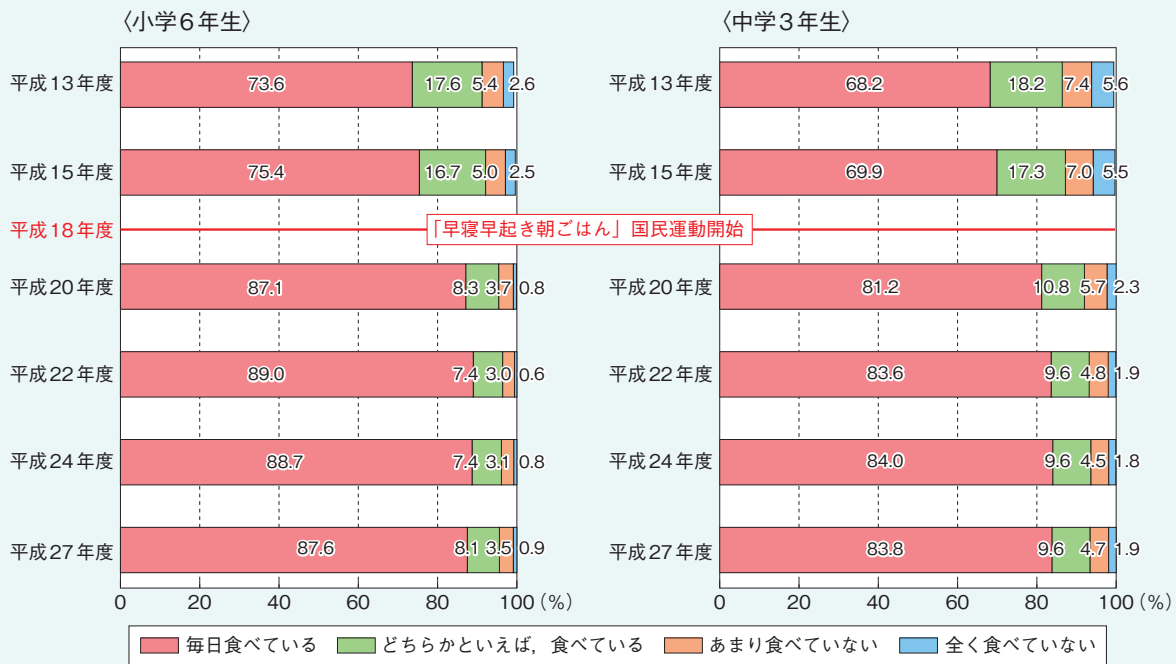
## (3) 子供から大人までの生活習慣づくりの推進

### ① 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進と子供の基本的な生活習慣の現状

基本的な生活習慣の乱れが、子供たちの学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。社会全体の問題として子供たちの生活リズムの向上を図っていくため、平成18年4月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足し、同協議会と文部科学省の連携により「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進してきました。その結果、全国において、PTAをはじめ、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政などの参加を得て、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動が展開されています。また、同協議会では、ウェブサイトによる情報提供を行っています<sup>\*15</sup>。27年度は運動開始から10年目を迎え、子供たちの生活習慣に改善傾向も見られるようになってきています（[図表 2-3-5](#)、[図表 2-3-6](#)）。

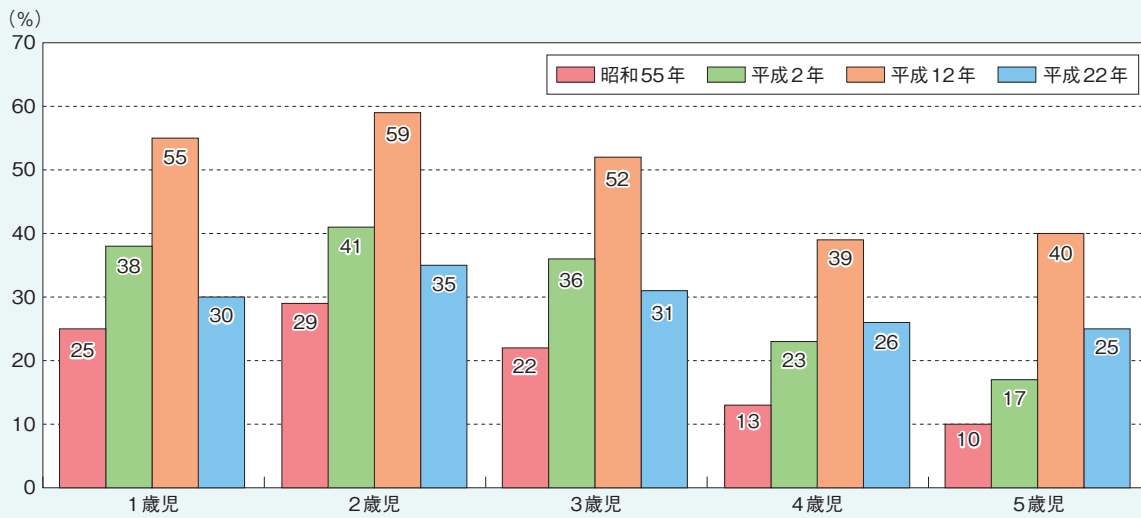
\*15 参照：<http://www.hayanehayaoki.jp/index.html>

図表 2-3-5 朝食を食べる割合



(出典) 文部科学省 「全国学力・学習状況調査」

図表 2-3-6 夜10時以降に寝る幼児の割合



(出典) 幼児健康度調査報告書 ((社) 日本小児保健協会)

(ア) 子供の睡眠習慣

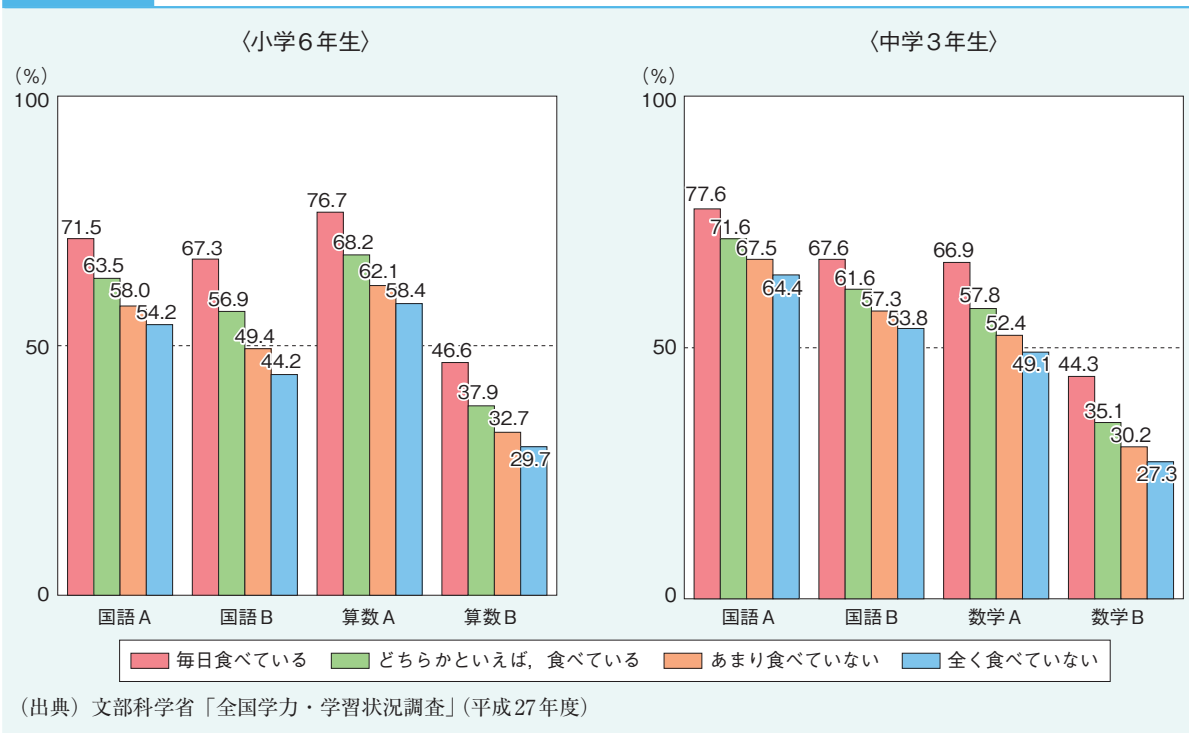
平成27年度において、毎日、同じくらいの時刻に寝ている小学校6年生の割合は約79%、中学校3年生の割合は約75%、毎日、同じくらいの時刻に起きている小学校6年生の割合は約91%、中学校3年生の割合は約92%となっています。

(イ) 子供の朝食摂取

平成27年度において、朝食を食べないことがある小学校6年生の割合は約12%、中学校3年生の割合は約16%となっています(図表2-3-5)。また、毎日朝食を食べる子供の方が、「全国学力・学習状況調査」の平均正答率が高い傾向にあることが分かっています(図表2-3-7)。



図表 2-3-7 朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係



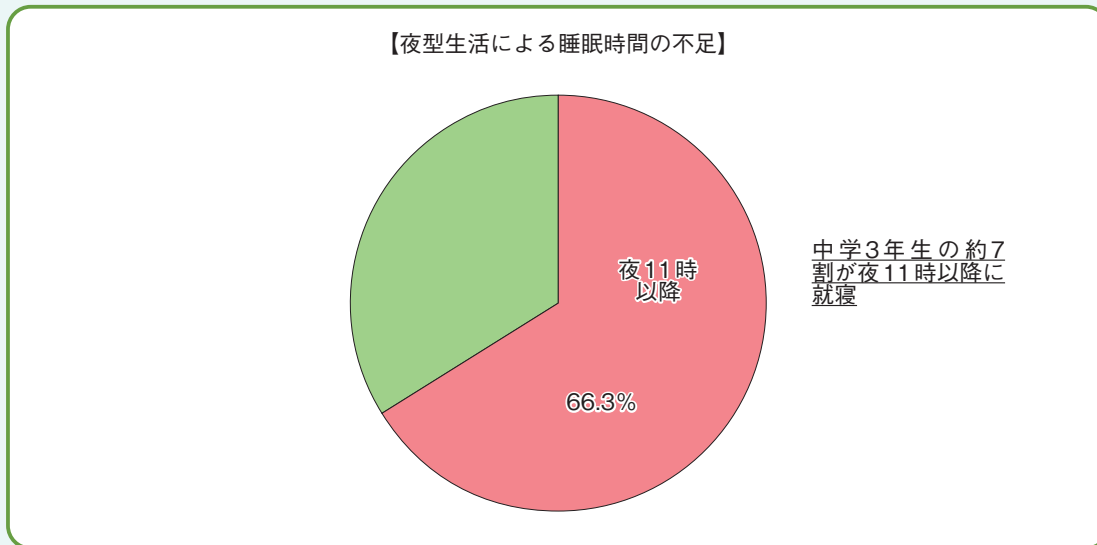
### ②中高生を中心とした子供の生活習慣づくり支援

中高生の生活習慣については、中学校3年生の約7割が夜11時以降に寝ているなど、朝食摂取も含め、まだ大きな改善が必要な状況となっています(図表2-3-8)。生活圏の拡大や行動の多様化等により生活習慣が乱れやすい時期である中高生の段階で、子供たちが自ら主体的に生活をコントロールする力を身に付けさせることは、子供たちの将来の自立のために極めて重要です。

このため、文部科学省では、平成27年度から新たに、家庭と学校、地域の連携による中高生を中心とした子供の生活習慣改善のための実証研究として、「中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業」を実施しています。同事業においては、26年度に作成した中高生や保護者などを対象とした普及啓発資料や指導者用資料を活用しつつ、地域における先進的な取組を支援し、その効果を検証・分析した上で、全国に周知することで、効果的かつ実践的な生活習慣改善の取組を推進しています。

また、平成26年度に引き続き、全国の小学1年生とその保護者を対象とした「早寝早起き朝ごはん」リーフレットを作成し、配布しました。

図表 2-3-8 夜11時以降に寝る中学3年生の割合



(出典) H25「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

## 2 青少年の健全育成の推進

### (1) 青少年の体験活動の推進

#### ①学校・家庭・地域における体験活動の推進

平成25年1月に中央教育審議会から答申された「今後の青少年の体験活動の推進について」においては、都市化、少子化、電子メディアの普及などにより、これまで身近にあった遊びや体験の場、「本物」を見る機会などが少なくなっていることを受け、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで、人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。

本答申などを踏まえ、文部科学省では、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行っています。また、青少年の体験活動の評価・顕彰制度に関する調査研究や、企業がCSR等として行う青少年の体験活動の表彰と実践事例の紹介等を進めるとともに、教育CSRシンポジウムを開催しています。加えて、青少年の自然体験活動等に関連する地域の機関・団体・関係者等が連携した持続可能な体験活動推進の仕組みづくりとして「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム」を形成する取組を支援しています。

また、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「健全育成のための体験活動推進事業」を実施し、学校による宿泊体験活動の取組を支援するとともに、農林水産省、総務省、環境省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています。

#### ②青少年の国際交流の推進

文部科学省では、国内外の人々との交流を通じて青少年の国際的視野の醸成などを図るため、諸外国の青少年との相互交流や体験活動等を通じた国際交流を推進しています<sup>\*16</sup>。

### (2) 国立青少年教育振興機構を中心とした体験活動の推進

#### ①青少年教育施設における体験活動の推進

国立青少年教育振興機構は、青少年教育のナショナルセンターとして、全国28施設の国立青少年教育施設を活用し、不登校、発達障害、非行、子供の貧困など青少年の現代的課題

\*16 参照：第2部第10章第1節 2 (2)

に対応したモデル的プログラムを企画・実施するとともに、基礎的・専門的な調査研究、学校や青少年団体等の活動に対する指導・助言などを行っています。また、青少年団体などと連携して、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」として集中的にイベントを実施するなど、体験活動の重要性を広く家庭や社会に伝える活動を進めています。

## ② 「子どもゆめ基金」事業

国立青少年教育振興機構では、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、「子どもゆめ基金」事業を通じて、民間団体による様々な体験活動や読書活動などを助成し、草の根レベルの体験活動等を支援しています。平成27年度は、5,749件の応募に対して5,253件の活動を採択しました。



登山に参加する子供たち 国立磐梯青少年交流の家

## (3) 青少年を有害情報から守るための取組の推進

近年、スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が深刻な問題となっています。

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などに基づいて、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進しています<sup>\*17</sup>。

\*17 参照：第2部第11章第1節 5

